

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	公園緑地課
委託業務名	緑化推進事業等業務
委託業務場所	大津市内
概要	花と緑の推進事業 市民協働推進事業
契約期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	5,060,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目1番1号 〔名称〕 公益財団法人大津市公園緑地協会
契約相手方の選定理由	<p>本委託業務は、緑の基本計画に基づき、各種イベントの開催や市民との協働による活動を通じて、都市公園等の緑化啓発を図ることを目的としており、緑化に関する専門的知識や技能を有し、各公園の実情に精通している必要がある。</p> <p>当該団体は、本市の緑化推進を担う目的で設立された公益財団法人であり、かつ、指定管理者として、本市の都市公園を管理運営しており、各公園の樹木や花の生育状況、緑化に関する地域ニーズ等の実情を知る唯一の団体である。よって、大津市入札・契約マニュアルの随意契約で契約できる類型③イ（特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合）に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。